

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年8月8日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる平成24年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区資源循環センター等運営業務委託

#### (2) 業務内容

世田谷区資源循環センター及び喜多見資源化センターにおいて、区内で回収したガラスびんの間処理、びん再生事業者等への引渡し業務等施設運営を委託するものである。

詳細は募集要項を参照。

#### (3) 履行期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日(3ヵ年)

本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とします。

### 2 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 事業者について

(1) 同種又は類似の業務の実績と今後の計画

(2) 実施・管理体制

#### (2) 施設運営について

(1) 業務の理解度及び企画力

(2) 運営等経費

## 5 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区清掃・リサイクル部事業課 事業計画担当

(世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階)

電話：03-5432-2925

ファクシミリ：03-5432-3058

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成23年8月8日(月)～平成23年8月29日(月)

交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付

ホームページ掲載箇所：[区のトップページ](#)＞[暮らし・生活のトップページ](#)  
＞[ごみ・リサイクル](#)＞[お知らせ](#)

交付方法 希望者に直接無償交付する

窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし土、日曜、祝日を除く。

### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成23年8月23日(火)～29日(月)午後5時

提出場所 (1)に同じ

提出方法 ファクシミリ又は直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし土、日曜、祝日を除く。

### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成23年9月26日(月)午後5時

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土、日曜日、祝日ならびに月～金曜日の正午～午後1時を除く。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出物は世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。

(9) 詳細は募集要項による。